シリーズ「会社法」

会社法施行を控えて「商法」問題を総括する

~計算書類適正性確保と中小企業の会計に関する指針~

はじめに

いるが、本稿の論点は、税理士あるいは税理 を試みる。また公表された「中小企業の会計 することのお許しをいただいたので、第1回 士あるいは中小企業に対してどのような影響 ら、一定の方向性と未来へのビジョンが描け 法施行を前に様々な実務的論文が公表されて 以降は、重要個別論点のうち会計参与制度と 従来からの商法へのアプローチを検証し総括 が整理されたことの経緯と、結果として税理 士制度が指向すべきものは何かとの観点か その行動指針まで論を進めたいと思う。 会社 に関する指針」についてもふれたい。第2回 では、新会社法成立の背景と税理士会による 理を行いたい。 またシリーズは全3回で構成 を与えるか、といった観点からの問題点の整 会社法により、特に「計算書類の適正性確保」 メントに付された政省令を踏まえ、今回の新 本稿では、平成17年11月29日にパブリックコ て「会社法」が関連整備法ともに成立した。 平成17年6月29日、第162回国会におい

2、会社法改正とその背景

のように捉えるかが、ポイントであったと考 ったと認識すべきではないか。そのような潮 変革がもたらした必然的な改正である。 今回 の改正も、じつは時代が要請した大改革であ 正が始まったのであるが、このことは社会の ではない。たとえば昭和20年敗戦に伴う国家 を社会から要請されつつあり、そのことをど た。アメリカ型の経済社会を目指しての法改 体制の大変革とともに、商法は大きく変わっ 瞬間に生まれてきた。 このことは商法も例外 た縦軸と社会の要請といった横軸が交差した 過去の歴史的な法改正は時代の要請といっ われわれ税理士がどのような役割 会社法における会計参与制度つい

過去税理士会がいわゆる「商法」問題に取

いたといえなくもない。 結果、監査対象となる商法特例法上の大会社 様々な思惑が入り乱れ、制度的発展が遅れて 制度については青色申告の記帳等を通じその 調査人」構想が挙げられたが、公認会計士協 行っている。その後、法務省から所謂「会計 公開についても、理事会において反対決議を 中小企業に過大に負担を強いる結果となり、 の際の基本的スタンスは、商法監査の強制は の範囲拡大は資本の額5億円以上負債合計 「商法監査導入」反対の立場を採った。その 対して税理士会は中小企業擁護の観点から である計算書類への取り組みについては、 発展に寄与してきたものの、その最終的帰結 なった。考えてみれば、税理士は戦後、記帳 の確保」の問題だけが長く放置される結果と のうち「中小会社における計算書類の適正性 造的対立関係を生んだ結果、様々な商法問題 会と税理士会の業際問題に発展し、深刻な構 同時に議論された貸借対照表等の登記所での 200億円以上となった。 東京税理士会のそ う方策が検討され、実現が図られた。 これに 監査を商法に取り入れ、制度強化しようとい カ型の証取法監査でスタートした公認会計士 会の目が注がれた。 この対策として、アメリ 産が社会問題となり、企業に対して厳しい社 商法問題の論点は、粉飾決算による大規模倒 昭和49年の商法特例法の成立に遡る。当時の る「計算書類の適正性確保」に関する議論は、

3、キーワードは政策転換

平成10年から始まる規制緩和政策である。ご えられているのではないかと考える。一つは 存知のように現小泉内閣の主要政策であり、 今回の会社法の改正は二つの大きな政策に支 事前チェック型社会から事後チェック型社会 のは移行するということである。 思えば平成 の移行を提言し、官から民へ移行できるも ところで先ほど縦軸と横軸の話をしたが、

り組んだのは、昭和40年代半ばあたりからで

基本的な考え方について言及しておきたい。 されるようであるが、各論はともあれ総論や って公表され、政省令の決定とともに再改正 に関する指針」は、平成18年5月施行に先立 が掲げられた。 つまり商法改正も国の大きな 改革推進3ヵ年計画(改定)として閣議決定 た。商法も然りである。平成4年3月に規制 13年税理士法改正は、誰もが思いもよらなか された中に、商法・民法の見直し、 口語化及び有限会社法制の抜本的見直し

った。いま振り返ってみれば、かつて中小企 あった。もう一つの政策は、平成11年の中小 政策転換のテーマの一つであったということ のもと考え方をスイッチさせていたというこ 向けの会計基準あるいは指針の策定へと繋が 書類の重要性を訴え、この流れは、中小会社 実務家等で議論を行い、「与信」における計算 企業の会計に関する研究会」を立ち上げ、起 である。またこの時期に中小企業庁は「中小 れた。ひきつづき、平成4年には新事業創出 の促進を基本理念とする政策へと転換が行わ の法改正により、中小企業の経営革新・創業 中小企業政策は弱者保護政策であったが、こ 小企業国会における変革である。それまでの 企業基本法の抜本改正であり、小渕内閣の中 く従来の考え方では理解が及ばないところで 制、たとえば最低資本金制度を単なる規制と 商法的なテーマである債権者保護のための規 である。規制緩和の考えは、従来のきわめて ていた中小企業庁も政府の大きな政策の転換 業促進、間接金融から直接金融への移行をテ ムとなり起業が相次いだのはつい昨日のこと 促進法が施行され最低資本金特例が一大ブー して整理してしまうなどというのは、まった 業監査や貸借対照表の登記所公開に大反対し マに税理士会、公認会計士協会、研究者、

中小企業の会計に関する指針

平成17年8月1日付けで「中小企業の会計



目的

株式会社は、商法により、計算書類の作

の範疇で「計算書類」につき責任を果たす * 計算書類の作成義務の法的根拠を明定し べしとのことである。 とであり、まさに中小企業にとっても商法 成するかを「税理士」が意識すべきとのこ たことで、改めて何のために計算書類を作 成が義務付けられている。

類の作成に当たり、拠ることが望ましい会 状の会計処理を考えると、等身大の表現に らかい表現に落ち着いたが、中小企業の現 指針」という。) は、中小企業が、計算書 なったものと考える。 * 拠ることが望ましいという、やや、やわ 計処理や注記等を示すものである。 中小企業の会計に関する指針 (以下「本

わけ、会社法施行後における会計参与設置 会社が計算書類を作成する際には、本指針 算書類を作成することが推奨される。 とり に拠ることが適当である。 このため、中小企業は、本指針に拠り計

* 中小企業は~推奨される。とし会計参与 設置会社は拠ることが適当である。と表現 したが、ここは少し解説を加えたい。

会社は拠ることが適当である。」とのことで ての中小企業が行うべき指針として考えたと は作成者として計算書類の適正性を問われて は中小企業や税理士の側にはないと考えるべ いるわけであり、その意味からいえば、すべ 題として、そもそも中小企業あるいは税理士 り作成すべき会計参与報告には、 あるが、会社法第374条第1項の規定によ きかもしれない。 また後段の「会計参与設置 さ、推奨されるとの表現ながら、その選択権 前節でも触れたが、会計参与制度以前の問

計算関係書類の作成のために採用している 第65条 (会計参与報告の内容) 第1項3号

会計処理の原則及び手続き並びに表示方法そ

部 度 田光彦 ニハロ

渋谷

(2)対象 本指針の適用対象は、以下を 除く株式会

(1) 証券取引法の適用を受ける会社並びに その子会社及び関連会社

(2) 株式会社の監査等に関する商法の特例 * 会社のうち所謂、会計士監査が入らない 社に限定していない点が重要であり、税理 ても、本指針によることが推奨される。 会社が対象となっている。会計参与設置会 有限会社、合名会社又は合資会社につい む。) 及びその子会社 う。) 上の大会社 (みなし に関する法律 (以下「商法特例法」とい 大会社を含

(3)本指針の作成に当たっての方針 的に適用していく努力が問われる。

士は対象となる中小企業を狭めずに、積極

規定する処理の適用が、一定の場合には認 る。しかし、専ら中小企業のための規範と が同じなら会計処理も同じにな 観点から、会計処理の簡便化や して活用するため、コストベネフィットの 会社の規模に関係なく、取引 いの経済実態 るべきであ ・法人税法で

* 平成14年に中小企業庁が発表 企業の会計に関する研究会報告書」にいた なした、中小

の他計算関係書類作成のための基本となる事 項であって、次に掲げる事項 (重要性の乏し

検討が加えられたのであるが、結論とし

スタンダード論、ダブルスタンダード論の る議論の中で、会計基準についてシングル

資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法

引当金の計上基準

指針」が作られたと言う整理になった。

中小企業の実態を考慮した規範として 基本的に「会計基準」はひとつである

会計情報に期待される役割として経営管

収益及び費用の計上基準

その他計算関係書類の作成のための基 本となる重要な事項

計参与報告に書かれた重要事項については会 理しているが、中小企業の会計に関する指 計参与の専門家責任が問われることになる。 枠では指針にのっとり、開示の対象となる会 ろん会計参与報告に書かれていない事項につ の水準を保ったものとする。 いて指針に従わないということではなく、大 針」との整合が問われるところである。もち とあり、ある程度絞った形で施 このような目的に照らし、本指針は、一定 行規則を整

則が条文化された。そのことを「指針」と

* 今回の会社法の中にいわゆる適時性の原

性については今後、実務上の上でコンピュ しても尊重すべきという表明である。 適時

タ会計における改ざん防止策等が規格化

報を適時・正確に作成することが重要であ 理に資する意義も大きいことから、会計情

本指針はすべての項目について網羅する

の留意事項

のではなく、主に中小企業において必要と

(4) 本指針の記載範囲及び適用に当たって

されることが考えられる。

* この一文において経済社会に対

一定の適

正性の宣言を行ったということである。

は、「本指針の作成に当たっての方針」の考 考えられるものについて重点的に言及して 本指針で記載されていない点について

5、会計参与制度の創設のために え方に、基づくことが求められる。 ということについて 会社法改正があったのではない

税理士会にとって、会計参与制度の創設は

は、職域の拡大が得られたというよりは、50 法改正の本質は見えてこないのではないだろ つにすぎないのであるということである。 こ は政府の会社法の政策転換の主要項目のひと 歴史において特筆されるべきことである。 字が載った事は、ひとつの職業立法としてス が国の基本法である商法典に「税理士」の文 望外の成果であるとの認識は確かにある。わ し、新たな要請が商法から求められたと理解 年以上の歴史を重ねてきた税理士制度に対 に感じとる必要がある。つまり今回の法改正 の政策の転換を作成当事者たる税理士は敏感 うか。つまり会計参与制度の創設は、大きく タートした税理士制度にとっては、その長い しかしながら、そのような理解だけでは、